BA_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0007
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007

BB　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

BC_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0011
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

BD_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00110
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

BE_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の 75%を上限とした額。）

BF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0007
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007

BG_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BH_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00066

BA_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0007
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007

BB　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

BC_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0011
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0011

BE_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の 75%を上限とした額。）

BF_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0007
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007